

ハローワークインターネットサービスの機能が拡充されました

令和3年9月21日からハローワークインターネットサービスの機能が拡充され、求人者マイページを開設している事業所は、①ハローワークからオンラインで職業紹介を受けること（オンラインハローワーク紹介）、②求職者からオンラインで直接応募を受け付ける（オンライン自主応募）ことができます。（詳細は、https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20400.htmlを参照。）

1 オンラインハローワーク紹介とは

「オンラインハローワーク紹介」は、求人者マイページを通じてオンラインで職業紹介を受けるサービスです。ハローワーク職員が、職業相談で希望条件等を確認している求職者と求人者の適合性を判断した上で紹介を行います。（求職者への全てのリクエストには対応できないことがあります）。

2 オンライン自主応募とは

「オンライン自主応募」は、ハローワークインターネットサービスに掲載した求人に対して、求職者がハローワークを介さずに求職者マイページを通じて直接応募することをいいます。

※「求職者」には、ハローワークの利用者（求職者マイページを開設している求職者に限る）とオンライン自主応募のためにオンライン上でのみ求職登録している者を含みます。

3 メリット

- (1) 応募受付・書類受付から採否結果入力までをオンライン上で一元的かつ即座に行えるため、採用業務をスムーズに行えます。
- (2) 応募書類等の個人情報をオンライン上で行えるため個人情報の管理が行いやすくなります。
- (3) 求職活動をオンラインのみで行う求職者が応募しやすくなり応募者層が広がる可能性があります。
(オンライン自主応募のみ)

4 注意点

- (1) 求人者、求職者双方がマイページを開設する必要があります。
- (2) 応募書類をオンラインで受け付けるには、あらかじめマイページで応募書類の受け付けに関する登録を行う必要があります。
- (3) ハローワークによる職業紹介に該当しないため、ハローワーク等の職業紹介を要件とする助成金の対象外です。 (オンライン自主応募のみ)
- (4) ハローワークを介さない応募のため、募集要件に合致しない方が応募する場合があります。
(オンライン自主応募のみ)

求人申込窓口の受付時間は“16：00まで”です

ハローワークの受付時間は、雇用保険適用窓口においてはすでに雇用保険の電子申請を集中的に処理するため、16：00までとなっていました。求人申込窓口においても、求人者マイページで受理した求人を集中的に処理するため、令和3年9月1日から受付時間を16：00までとしております。雇用保険の電子申請やオンライン受理求人の処理迅速化のためご迷惑をおかけいたしますが、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。

求人者マイページを開設すると、①応募者の応募状況の確認、選考結果の通知、②事業所の外観等の画像PR情報の登録、③以前申込した求人を利用してハローワークに来所せず効率的に求人が作成できるなど様々なメリットがありますので是非マイページ開設をご検討下さい。

【お問い合わせ】

ハローワーク松本 TEL：27-0111（31＃）